

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

目次

◇ 告 示 森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令

松くい虫の特別防除の実施

都市計画事業の認可(五件)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画
に関する意見の聴取

◇ 公 告 採石業務管理者試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百九十五号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

(1) 倉吉森林計画区の北条町四林班(A小班、I小班からM小班までを除く。)の区域内に存する松林の区域

(2) 倉吉森林計画区の倉吉市一六林班(A小班からC小班まで、I小班を除く。)、一七林班(K小班を除く。)、一四九林班(A小班、B小班、L小班を除く。)、一五〇林班(A小班、H小班を除く。)、一六四林班、一六五林班(A小班からD小班までに限る。)、一六六林班(A小班を除く。)、一四六林班、一四七林班(I小班を除く。)、一四八林班、一五一林班(D小班を除く。)、一六一林班(A小班、B小班を除く。)、一林班(E小班を除く。)、二林班(D小班を除く。)、三林班、四林班(A小班に限る。)、五林班から七林班まで、九林班から一二林班まで、一三林班(A小班を除く。)、一四林班(C小班に限る。)、一五林班の区域内に存する松林の区域

(3) 米子森林計画区の岸本町二七林班(H小班、K小班からN小班までに限る。)、二八林班、二九林班、三〇林班(D小班からF小班までに限る。)の区域内に存する松林の区域

(4) 米子森林計画区の会見町四林班(A小班を除く。)、五林班(A小班からD小班まで、L小班を除く。)、六林班(A小班、T小班を除く。)の区域内に存する松林の区域

- (一) (1) 鳥取森林計画区の鳥取市二林班(A小班、D小班に限る。)、一六六林班(E小班に限る。)、二〇七林班(E小班、F小班に限る。)、二〇八林班(A小班に限る。)(の区域内に存する松林の区域)
- (2) 鳥取森林計画区の気高町一五林班(A小班に限る。)、一八林班(C小班、D小班に限る。)(の区域内に存する松林の区域)
- (3) 倉吉森林計画区の泊村一林班(C小班に限る。)、五林班(B小班に限る。)、一一林班(A小班に限る。)、一三林班(A小班、B小班に限る。)(の区域内に存する松林の区域)
- (4) 倉吉森林計画区の羽合町二林班(D小班に限る。)、四林班(H小班に限る。)(の区域内に存する松林の区域)
- (5) 倉吉森林計画区の北条町一林班(G小班に限る。)、二林班(K小班からN小班までに限る。)、三林班(B小班、D小班に限る。)、四林班(K小班に限る。)、五林班(D小班からE小班までに限る。)(の区域内に存する松林の区域)
- (6) 倉吉森林計画区の大栄町一林班(K小班に限る。)、二林班(A小班に限る。)、二四林班(O小班からP小班までに限る。)、二六林班(A小班に限る。)、二七林班(H小班に限る。)(の区域内に存する松林の区域)
- (7) 米子森林計画区の中山町一林班(G小班からL小班までを除く。)(の区域内に存する松林の区域)
- (8) 米子森林計画区の淀江町二二林班(O小班に限る。)(の区域内に存する松林の区域)
- (9) 米子森林計画区の日吉津村一林班(A小班、D小班、E小班を

除く。)(の区域内に存する松林の区域

(10) 米子森林計画区の米子市一林班の区域内に存する松林の区域

2 期間

昭和五十五年六月一日から同年七月十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1の(一)に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を、一の1の(二)の区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上からの薬剤による防除を実施すると。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた者で損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第三百九十六号

松くい虫防除特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域

- 1 鳥取森林計画区の岩美町四八林班(C小班、G小班に限る。)、四九林班(A小班を除く。)、五〇林班(D小班、E小班を除く。)、八二林班、一〇五林班(A小班を除く。)、一〇六林班、一〇七林班(H小班を除く。)、一〇八林班(A小班を除く。)、一一四林班、一二一林班、一二二林班(D小班を除く。)、一二三林班(A小班からD小班までに限る。)、一二四林班、一二五林班(A小班からD小班までに限る。)、一二六林班(C小班、D小班を除く。)、一二七林班、一二九林班、一四三林班(F小班、G小班に限る。)、一五九林班(A小班を除く。)、一六〇林班の区域内に存する松林の区域
- 2 鳥取森林計画区の鳥取市八九林班(M小班、N小班に限る。)、九〇林班、九一林班(H小班、I小班を除く。)、九二林班(C小班、D小班に限る。)、九四林班(B小班を除く。)、九五林班(B小班、F小班に限る。)、九六林班(E小班、F小班、J小班、K小班に限る。)、一一四林班(A小班、B小班を除く。)、一一五林班(A小班に限る。)、一一六林班(B小班、C小班、E小班からG小班までに限る。)、一一七林班(B小班、C小班、I小班、J小班、L小班に限る。)、一一八林班(A小班、G小班に限る。)、一六〇林班(G小班からI小班まで、L小班に限る。)、一六四林班(F小班に限る。)、一六五林班(A小班からC小班を除く。)、一六七林班(A小班からC小班までに限る。)の区域内に存する松林の区域
- 3 鳥取森林計画区の青谷町三林班(D小班からF小班までに限る。)、三九林班(C小班、G小班からJ小班までを除く。)、四〇林班(F小班からH小班までを除く。)、四二林班(F小班に限る。)、四三林班(B小班からD小班までに限る。)、八七林班(A小班、B小班、L小班を除く。)、八九林班(A小班、B小班に限る。)、九一林班(C小班を除く。)、九二林班、九四林班(C小班を除く。)の区域内に存する松林の区域
- 4 米子森林計画区の大山町三三林班、三四林班、三五林班(A小班、B小班に限る。)、三六林班、四五林班(A小班を除く。)、四六林班(F小班を除く。)、四七林班、四八林班、四九林班、五一林班、五二林班、五三林班(I小班、J小班を除く。)、五四林班、五五林班(A小班を除く。)、五六林班、五七林班(A小班を除く。)の区域内に存する松林の区域
- 5 米子森林計画区の淀江町一林班、二林班(E小班からH小班まで、M小班からO小班までを除く。)、三林班(A小班を除く。)、四林班、五林班、六林班(D小班を除く。)、一〇林班、一一林班、一二林班、一三林班(A小班を除く。)、一四林班、一五林班(I小班からL小班までを除く。)、一六林班から一八林班まで、一九林班(A小班、H小班を除く。)、二〇林班(E小班を除く。)、二一林班(E小班、K小班を除く。)、二二林班(G小班からO小班までを除く。)の区域内に存する松林の区域及び同町大字西原字大転場一四五五の四から一四五五の八まで、一四五五の二七、一四五五の二八、一四五五の三四、一四五五の五三、一四五五の五五、一四五五の五八、一四五五の六一から一四五五の六五まで、一四五五の六七、一四五五

の六八、一四五五の七〇、一四五五の七一、一四五五の七五、一四五五の七七、一四五五の八三から一四五五の八五まで、大字西原字新林一三八四の二、大字西原鍛冶屋林一四〇三の一、一四〇三の二の区域内に存する松林の区域

6 米子森林計画区の岸本町二林班（D小班からF小班までに限る。）、三林班（A小班、I小班からO小班までを除く。）、四林班（A小班、B小班、J小班に限る。）の区域内に存する松林の区域

7 米子森林計画区の米子市七林班（C小班、D小班に限る。）、八林班、九林班（B小班を除く。）、一〇林班（A小班、B小班を除く。）、一一林班の区域内に存する松林の区域

二期間

昭和五十五年六月一日から同年七月十日まで

鳥取県告示第三百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・四十九号南雲山公園

三 事業施行期間

昭和五十五年五月六日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市雲山字川上地内
使用の部分 なし

鳥取県告示三百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業 第二・二・七号昭和町公園

三 事業施行期間

昭和五十五年五月六日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 倉吉市下田中字下隈田地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第三百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・二十四号米原西公園

三 事業施行期間

昭和五十五年五月六日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 米子市米原字鴨谷地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第四百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十五年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・二十一号上道東一号公園

三 事業施行期間

昭和五十五年五月六日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 境港市上道町字大蛇郷地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第四百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・二十二号中野西公園

三 事業施行期間

昭和五十五年五月六日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 境港市中野町字下蛭田及び字弥助掘地内

使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和五十五年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年五月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十五年五月十日(土) 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 第十二回参議院議員通常選挙について

2 市町村明るい選挙推進協議会委員研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十五条第三項の規定に基づき、近く執行される予定の参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画について意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和五十五年五月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十五年五月十日(土) 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県議会第一委員会室

公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づき、第9回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和55年 5月6日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)	
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	2時間

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 昭和55年6月3日(火) 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271番地,
鳥取県庁第二庁舎 第23会議室

3 受験手続

次の書類を住所地在を管轄する土木出張所に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを受験願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和55年5月10日(土)から同月20日(火)まで

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。